

中医協「第 221 回 総会」 2012 年度診療報酬改定案を答申

2012/2/10

2 月 10 日の中医協・総会（会長：森田朗・東京大学大学院法学政治学研究科教授）では、2012 年度診療報酬改定案を小宮山洋子厚生労働大臣に答申した。



森田会長から答申書を受け取った藤田一枝政務官は、今回の改定について、「20

25 年の将来像を見据えた、あるべき医療の実現に向けた第一歩の改定であり、診療報酬制度の方向性について指し示していく大変重要で意義のある改定である」との認識を示した。

診療側の安達秀樹委員（京都府医師会副会長）は、今回の改定は改定率がわずかだがプラスになったことを評価した一方、本体の財源が薬価・材料価格の引き下げ分から充当されることには疑問を付した。また、附帯意見に明記された基本診療料の検討に積極的に取り組む姿勢を示したほか、消費税や TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）についても中医協で議論する必要があるとの見解を示した。

一方、支払側の白川修二委員（健康保険組合連合会専務理事）は、「地域医療貢献加算」が見直された点数である「時間外対応加算」や、一般名処方をした場合の処方せん料への加算、相談窓口の設置などを評価する「患者サポート体制充実加算」などの点数に対し、実績等運用状況の検証を行うよう要望した。

■ 同一日 2 科目の再診は 34 点に

同一医療機関における同一日 2 科目の再診料・外来診療料は、34 点となった。安達委員は、「2 科目の診療に対し何ら対価が認められないという特殊な状況が、一定程度是正されることは評価したい」とした。一方、白川委員は、「(1 科目と 2 科目が) 同一疾病の場合は算定できないという要件の厳格運用をお願いしたい」とし、レセプトの記載方法等に対する指導や適宜検証を行うよう要望した。

■ 薬局のポイント付与禁止は、10 月から施行

薬局における調剤へのポイントサービスの原則禁止が、2012 年 10 月 1 日施行となり、当初の施行予定であった 4 月 1 日から延期されることとなった。

「保険医療機関及び保険医療養担当規則」及び「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」の改正により行われるポイント付与の原則禁止は、昨年 11 月 2 日の中医協総会で、2012 年 4 月 1 日より施行されることが了承されていた。しかし、このたび実施されたパブリックコメントでは、意見総数 13,863 件のうち 13,008 件が「反対」で、「賛成」はわずか 855 件だった。

この結果を受け、事務局は禁止規定を明確化した上で、周知及び準備期間を十分に確保するため、施行日を当初より遅らせることを提案、了承された。

次回の総会は、3 月に開催予定。